

役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人 那の津会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 この法人は、役員及び評議員に対し、無報酬とする。ただし、その業務の対価として費用弁償及び宿泊・旅費交通費を支給する。

2 費用弁償の支給対象となる業務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席 → 費用弁償
- (2) 監事による監査(定期又は不定期)→ 費用弁償
- (3) 行政機関による監査への立会 → 費用弁償
- (4) 役員及び評議員の各種研修会及び他施設等の視察研修への参加に出席するため、又は、公務のため旅行したときは、その会議、旅行について、費用弁償を支給する。

3 その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の額)

第3条 役員及び評議員の費用弁償額は、前条第2項各号に定める職務について、出席1回につき、10,000円の支給とする。ただし、宿泊等複数日にまたがる場合はその日数分。(費用の支給及びその額)

第4条 役員及び評議員には、第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用として、次に掲げる額を支給する。

- (1) 第2条第2項(1)から(3)の職務について、通勤に伴う交通費が発生する場合は当該交通費実費
- (2) 第2条第2項(4)の職務について、その執行に伴い旅費が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費
- (3) 前各号の他、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用で、法人において負担することが妥当と認められる費用額

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給する。ただし、前項(2)及び(3)に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人那の津会旅費規程によるものとする。

(規定の改正)

第7条 この規定の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑 則)

第8条 この規定に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

付則

この規定は平成29年4月1日から施行する。